

平成30年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
 (発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業)
 成果報告書

実施機関名 (福井県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

(1) 当県の通級による指導に関する現状

図1は、当県の通級による指導を受けている児童生徒数の推移である。平成30年度から高等学校等における通級による指導が制度化され、当県においても12名の高等学校の生徒が通級による指導を受けた。通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加しており、平成30年度は小・中・高等学校合わせて592名が指導を受けた。

図1 通級による指導対象児童生徒数および担当教員数の推移

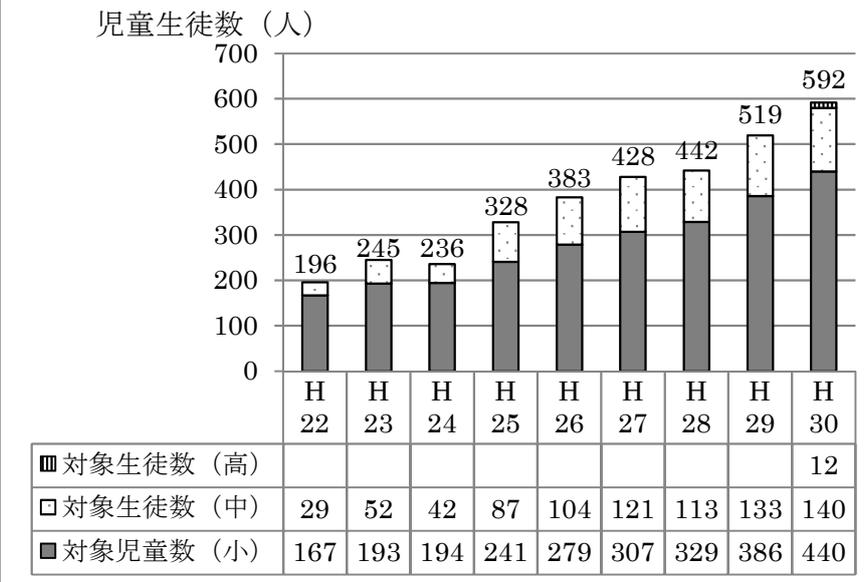


図2は、通級による指導を受けている児童生徒の障害種別割合である。当県の特徴としては、学習障害をはじめとした発達障害の割合が高く、約8割を占めていた。

図2 H30 対象児童生徒の障害種別割合

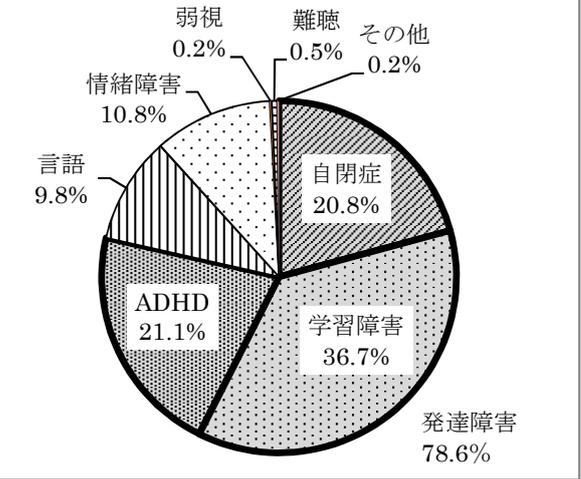
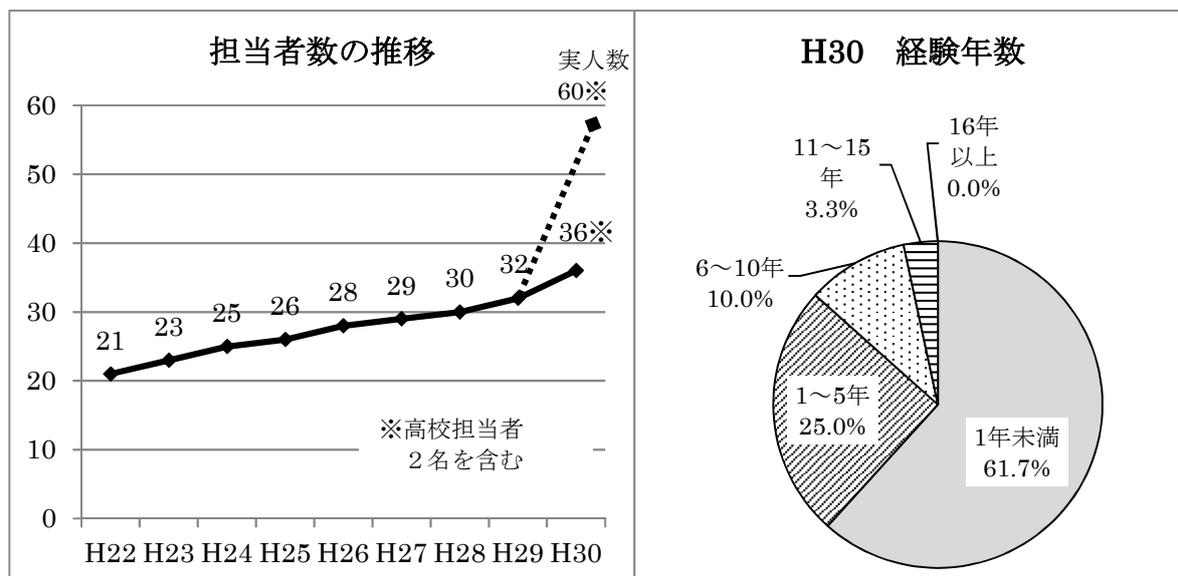


図3は通級による指導担当者数の推移や特別支援教育の経験年数についてである。平成30年度、当県では小・中学校合わせて34名、高等学校で2名担当者を配置した。しかし、今年度小・中学校においては、他の業務と兼務していたり週数日の勤務であったりする非常勤の再任用教諭が担当している学校も多く、実際の担当者数は小・中学校合わせて58名であった。また、

小・中学校の通級による指導実施校数は県内の約45%にあたる119校であった(当県公立小・中学校数265校)。当県では、実施校内で指導・支援の連携を図るため、担当者が実施校を巡回し、児童生徒が自校で通級による指導を受けることができる自校通級方式をとっている。同一市町の通級による指導担当者数は1~25名で、通級による指導が行われていない市町もあった。また、担当する学校数は1~7校、児童生徒数は1~34名と担当者によって大きな開きが見られた。高等学校における通級による指導実施校数は6校で、専門性のある特別支援学校教諭2名が巡回して指導した。通級による指導を含めた特別支援教育に関わる勤務経験については、小・中・高等学校合わせて5年以内の担当者が約87%で、そのうち勤務経験が全くない担当者

は約 62%であった。通級による指導担当者は、勤務日のほとんどの時間を実際の指導や他の担当校への移動時間等に費やし、日頃から在籍学級担任や特別支援教育コーディネーター、保護者等と連携、情報交換を図ってはいるものの、その時間が十分に取れないことがある。このように、各通級による指導担当者の状況は様々であり、経験も乏しい場合が多いが、日頃から相談・連携できる場や人が少ないことが課題となっていた。

図3 通級による指導担当者について



(2) これまでの研究の成果と課題より

前述のような背景から、平成 28・29 年度は国の事業を受け、学習面・対人面での困難さがある児童生徒を対象とした実践研究を行ってきた。

平成 28 年度は学習障害児を対象として、医療機関等の専門領域と連携した研修やタブレット端末を活用した実践を中心に行ってきた。特に、「読み・書き」障害に関するチェック表やスクリーニング検査等を利用して、障害特性と障害に起因する困難さを補完する支援について理解を深めることができた。読み上げソフトや漢字の書き順練習、音声入力ソフトなどを備えたタブレット端末の活用は、「読み・書き」に困難さのある児童生徒の学習上のつまずきの改善や学習意欲の向上につながり、大変有効であった。

平成 29 年度は、対人面について課題がある児童生徒を実践研究の対象に加え、福祉機関等の専門の講師による研修を行った。通級による指導の専門性を高める目的で、地区別に授業研究会や事例検討会を開催し、実際の事例をもとに検討を重ねてきた。児童生徒の障害特性のとらえ方、指導・支援や教材・教具の工夫、在籍学級担任との連携の仕方などが話し合いの中心となり、指導担当者の専門性の向上に結びつけることができた。授業研究会や事例検討会では、市町教育委員会の指導主事や学識経験者に参加を依頼し、通級による指導の役割や事例についての助言も受けている。これらの取組を実践集にまとめ、指導方法や指導内容、教材・教具の情報とともにデータベース化できるよう、参考事例の蓄積を行った。

以上のように、担当教員の専門的な知識・技能の習得や向上、そしてそれらの維持のための研修や授業研究会ならびに事例検討会の実施、さらにはタブレット端末を活用した指導・支援の実践等のこれまでの取組により、通級による指導担当者としての専門性の向上を図ることができた。また、通常の学級担任向けのサポートブックを作成し、通常の学級担任をはじめ、校内の教職員への理解啓発、校内の連携、情報共有を図る土台を作ることができた。

しかし、通級による指導担当者の専門性の向上を図ってきた一方で、人事異動などによる担当者の交代や、担当者配置の基礎定数化に向けての増員などにより、新しく通級による指導担当になる者も多く、前述のように平成 30 年度は約 62%が初めて通級による指導を担当した。そして、今後も通級による指導対象児童生徒の増加や基礎定数化により、このような新しい担当者が増えていくと考えられる。そのため、通級による指導担当者として専門的な知識・技能を習得し、向上・維持していくことはもちろん、指導・支援のノウハウや研究で深めたことをどのように次の担当者に受け継いでいくのかということが大きな課題となっていた。

(3) 近年の特別支援教育に関する動向より

平成 29 年 3 月に小学校・中学校学習指導要領、そして同年 4 月に特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領が改訂され、幼稚園、幼稚部については平成 30 年度から、小学校・小学部については平成 32 年度から、中学校・中学部については平成 33 年度から全面実施される。高等学校・高等部学習指導要領については、平成 30 年度に改訂され、平成 34 年度から年次進行で実施される。

今回の改定では、通級による指導に関する教育課程編成について、基本的な考え方が示された。その中で、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の内容を参考として指導すること、教師間が連携して各教科等と通級による指導との関連を図ること、個別の教育支援計画等を作成・活用し、家庭・地域・医療等と連携して指導・支援にあたることなどが明記された。通級による指導に関すること以外でも、小・中・高等学校の各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や工夫が明記され、特別支援教育の視点を活かした指導・支援が重要視されていることが伺える。

また、今年度より高等学校における通級による指導（以下、高校通級）が制度化された。高等学校段階での通級による指導でも自立活動の充実が図られ、小・中・高等学校で必要な指導・支援を一貫して行うための連携が重要となっている。

これらの特別支援教育に関する動向を受け、通級による指導担当者それぞれがこれからの通級による指導に求められることをしっかり認識し、課題意識をもって研鑽に励むことが必要である。また、医療機関や相談機関、有識者との連携により、専門的知識・技能を高め、より効果的な指導に取り組んでいくことも重要である。高校通級に関しては、学校の実情や生徒の実態に応じて、指導目標や内容の検討、学校全体への理解啓発など、指導・支援の基盤となる体制づくりに努めなくてはならない。そして、これらは通級による指導担当者のみが行うのではなく、在籍学級担任や特別支援教育コーディネーター等の学校全体での理解や取組、そして保護者との関わりも重要であり、その連携は欠かすことができない。これらの時代の変化が求めていることにも対応することが必要であると考えた。

2. 目的・目標

(1) 適切な実態把握のための知識・技能の習得、向上を図る

前述したように、当県の通級による指導対象児童生徒の約 8 割に発達障害の傾向がある。その傾向を受け、平成 28・29 年度には学習障害や言語障害、自閉症に関する研修会を開催し、学習面や対人面・コミュニケーション面等のつまずきに応じた指導について学んだ。医療関係者や有識者から詳しく障害特性や有効な指導・支援等について学ぶことができ、通級による指導担当者の専門性の向上を図ることができた。平成 30 年度は、さらに発達障害の 1 つである注意欠陥多動性障害について学ぶ機会を設け、行動面につまずきのある児童生徒への通級による指導の充実を図る。そして、これまでの研修での取組や経験を活かしたり復習したりするなどし

て、注意欠陥多動性障害のみならず、様々なつまずきが見られる児童生徒の実態を適切に把握し、それぞれに応じた指導内容を考えていこうとする姿勢や意識の向上に取り組む。また、学校全体でも協力して実態把握や指導・支援を行うことができるよう、対象児童生徒の在籍学級担任をはじめ、校内の教職員に対しても通級による指導に関する理解啓発を進める。

(2) 研修会等を実施し、事例の研究や蓄積からより効果的な指導方法や内容について検討する

全県と地区に分けた研修会や授業研究会、事例検討会等を実施する。実態に応じた指導方法や内容を検討するため、小・中学校と高等学校に分かれて開催することもあるが、小・中・高連携や切れ目ない支援のために共に学ぶ機会も積極的に設ける。

小・中学校では、全県的に通級による指導に関する知識・技能の習得を目的として、教育や医療、福祉等の各分野の専門家による研修会を講義・演習を中心に実施する。また、一部の研修では、実施校の校長にも参加を依頼し、校内における特別支援教育や通級による指導に関する理解啓発を進め、校内支援体制のよりいっそうの充実を図る。さらに、県内を6地区に分け、各地区2回程度の地区別研究会を開く。ここでは、各地区代表者による研究授業についての授業研究会や、日々の実践について互いに学び合う事例検討会を行う。そして、これらの取組の中で、通級による指導の成果と課題や、課題解決に向けての対策、今後の方向性などを協議する。

高等学校では、これまでの小・中学校の成果の蓄積を元に指導内容の検討と実践の積み上げを行い、教育課程での位置づけ等の課題解決を図るための体制整備を進める。また、実態把握のためのアセスメント、個別の教育支援・指導計画の作成と活用、指導方法や内容の工夫、評価等、一連の指導過程に関する研究を行う。また、校内においても校内支援委員会（通級による指導担当者や担任、管理職、特別支援教育コーディネーター、生徒に関わりのある教職員等で構成される指導・支援について検討する会議）を活用し、通級による指導の成果と課題を共通理解するとともに、通常の学級や学校生活での活用を図るなど、在籍学級担任や教科担任等との連携を強化し、校内支援体制の充実を図る。

(3) タブレット端末を活用した指導システムの等の構築を図る

これまでの取組から、通級による指導におけるタブレット端末の有効性については確認された。そして、今後はその取組をさらに広げるとともに、タブレット端末を通常の学級で活用していくための手立てや次期学習指導要領を見据えたICT機器の活用について考えていかなければならない。

当県では、新しい学習指導要領に先駆けてデジタル教科書を導入し、通級による指導を基盤に通常の学級での活用に向けた取組についても検討していく予定である。そのために、小・中学校担当者34名と高等学校担当者2名に、タブレット端末を1台ずつ配付して活用を図り、発達障害等の障害特性に応じた指導・支援を探るとともに、担当者以外や次期担当者も活用できるよう実践を積むとともに記録も残していく。

タブレット端末には、デジタル教科書の他に、音声教材やつまずきに応じた、またはその改善・克服に有効なアプリ等を導入している。これらを通級による指導で活用するとともに、その成果と課題を検証し、通常の学級での活用について検討していく。また、タブレット端末の活用を含めて、各校での指導方法や内容、教材・教具に関する情報や各種研修会で使用された資料等について、通級による指導担当者で共有・活用していくために、データベース化を図っていく。

(4) 通常の学級担任のためのサポートブックの活用と特別支援教育の手引き書の作成する

校内での連携を円滑かつ効果的に行うため、平成29年度作成のサポートブックを活用した研

修を実施し、校内での活用を図る。通級による指導の具体的な指導ポイントを提示していくことで、校内の教職員の通級による指導に関する理解を促していく。サポートブックの内容は高校通級においても共通する事項が多く、高等学校の通級による指導実施校の校内研修等でも活用していく。また、通級による指導を含めた特別支援教育全体について、その教育課程や指導内容、指導・支援の例などを記載した手引き書を作成するために、通級による指導の在り方や方向性についての検討や実践の積み上げを行う。

3. 主な成果

(1) 通級による指導専門性充実検討会議（通級による指導担当者の専門性向上のための研修会および連絡協議会）の設置

県内外の有識者等から講義を受け、通級による指導における考え方や留意点、有効な指導方法や内容、評価、校内への理解啓発、連携など、基本的なことから実践等まで幅広く学ぶことができた。そして、講義の後にはグループ協議会を開催し、各校の通級による指導の現状や課題、解決に向けての方向性を協議し、研修によって高めた専門性をどのように活かしていくか検討した。また、平成 29 年度作成のサポートブックについても内容を再確認し、在籍学級担任や校内教職員の適切な理解に活用した。学習指導要領の改訂もあり、通級による指導について校内に周知すべき事項も多かったため、担当者が専門的知識をもって校内へ周知できたことは大変有意義であった。

当県では、毎年 1 回、通級による指導実施校連絡協議会総会として、通級による指導実施校の校長も参加する連絡協議会を開いている。その機会を活用し、今年度は国立特別支援総合研究所より講師を招き、通級による指導に関する講義を受けた。大変実践的な内容で、担当者の役割の大切さや今後の指導方針の検討に有効であった。また、実際の指導内容だけでなく、校内支援体制の充実や通常の学級でできることなど、学校全体での指導・支援に関わることも多く、校長の特別支援教育に関するリーダーシップの向上を図ることができた。

また、在籍学級担任や特別支援教育コーディネーター等、通級による指導に関わる関係教員を対象とした研修会も開いた。そこでは、発達障害のある児童生徒が力を発揮するために、それぞれの立場でできることを学び、担当者との連携を強化することができた。

高校通級については、平成 30 年度からの取組になるため、まずは通級による指導に関する基礎的知識や指導内容・方法の検討、校内での理解啓発、連携等についての検討会議を月 1 回程度行った。また、小・中学校の研修会にも参加して発表したり協議会へ参加したりするなどして、担当者自身の研鑽とともに小・中学校との連携も図ることができた。

それぞれの研修会や連絡協議会には、市町の教育委員会や関係機関である特別支援教育センター、県嶺南教育事務の指導主事等にも参加を依頼し、専門的な立場からの意見を伺うとともに、通級による指導に関する成果と課題について共通理解することができた。このことによって、児童生徒への適切な指導・支援を行えるよう担当者の専門性の充実が重要であることや、通級を含めた特別支援教育の理解推進の重要性を伝えるとともに、それぞれの立場でできることやその役割について認識を促すことができた。

(2) 児童生徒の特性把握および適切な指導のための医療・福祉関係機関等との連携

通級による指導では、指導の目標や内容、方法の設定において、児童生徒の実態把握は欠かすことができない。平成 30 年度は、昨年度までの取組を受け、それを継続、またさらに発展させるために、県内の医療機関や福祉機関から講師を招き、講義や助言を受けた。

医療機関との連携では、県内の医療・療育機関の医師から注意欠陥多動性障害について、そ

の障害特性と有効な指導・支援等について講義を受けた。これまでに学んできた学習障害、自閉症を含め、通級による指導対象児童生徒に多い発達障害についてより多くの知識をもつことができ、適切な実態把握や指導の充実につなげることができた。

また、県内の児童デイサービスセンターから講師を招き、デイサービスでの児童生徒の活動やその様子や、実態把握やそれを活かした指導・支援の大切さなどを学ぶ機会を設けた。福祉機関は、現在利用している児童生徒もおり、また今後関わりがあることも考えられる身近な機関である。そこでの実態把握の方法や指導・支援、配慮のポイント等について学んだことは、通級による指導での指導を考える上でも大変有効であった。

これらの専門機関との連携では、講義を受けるだけでなく、授業研究会や事例検討会にも参加していただき、助言もいただいた。専門的な立場から助言を受けることによって、各自が指導を振り返ったり改善したりしようとする意識をもつことができた。また、通級による指導において専門機関や保護者等との連携が大変重要であることも再認識することができた。

(3) 関係機関や有識者との連携

小・中学校における通級による指導については、県内を6地区に分け、各地区2回程度の地区別研究会を開いた。高校通級においても、担当者や実施校の代表が集まって同様の研究会を行った。主な内容は、各地区の代表者による研究授業についての授業研究会や、それぞれの取組を学び合う事例検討会であった。授業研究会では、研修会や検討会議等で学んだことを活かし、児童生徒のよいところやつまずき、障害特性などから実態把握を行い、それらを活かしつつ、本人や保護者、通級による指導担当者や在籍学級担任等の思いを大切にしながら指導目標や内容、方法を検討し、実施後は有効だった点と改善点等を振り返った。事例検討会では、各校における実践の発表や、実際に活用している教材・タブレット端末のアプリ等の紹介を通して、有効な指導・支援の検討や事例の蓄積を図った。これらの実践事例は、実践報告集にまとめるとともに、研修会にて代表者による発表を行った。高校通級に関する発表もあり、小・中学校担当者との連携や共通理解を深めるよい機会となった。また、その後の協議会においても小・中・高校における通級による指導について活発な協議がされ、それぞれが校種間のつながりの大切さを感じ、そのつながりを活かそうとする意識をもつことができた。

これらの研究会には、毎回県内の有識者を招いて、指導・助言を受けた。実際に通級による指導に長く関わっていた有識者から多くの具体的な指導・助言を受けたことは、今後の指導の大きな参考となった。また、各地区の教育委員会の指導主事や関係機関である特別支援教育センター等にも参加を依頼し、多く参加者を得た。研究会では毎回積極的な意見交換がなされ、市町教育委員会と共通理解しながら通級による指導について協議する機会となるとともに、指導の充実に向けた市町教育委員会の意識の向上にもつなげることができた。

(4) 通常の学級担任のためのサポートブックの周知と活用

通級による指導の研修会はもちろん、管理職や特別支援教育コーディネーター等の研修会でも県教育委員会が中心となって関係機関とともに、周知と活用に積極的に取り組んだ。その結果、通級による指導の目的や内容、自立活動に関することなどの認識の高まりが感じられた。

(5) 小・中・高校を通じた通級による指導実践報告集の発行と周知

前述の研修会や研究会で学んだことや協議したことを活かし、各担当者の実践を報告集にまとめ、研修会にて代表者による発表を行った。他地区や高校通級に関する状況を学び合うことができ、長期スパンを見通した指導・支援を考える上で大変有効であった。

実践報告集では、対象児童生徒の校種や障害種、実態とともに自立活動の指導内容を示し、同様の実態の児童生徒への指導・支援を検討する際に大変参考となるものとなった。また、実践とともに

に使用した教材やタブレット端末のアプリ、連携のためのワークシート等を記載したことも、実際の指導に直結するよき資料となった。この報告書を通して、現担当者の専門性が引き継がれるよう、今後も活用を図っていききたい。

また、当県における高校通級に関する概要や実践を具体的に載せたことも、今後の高校通級の理解推進や普及、適切な理解に関わる重要なことだった。実践報告集をもとにした発表や各校での研修等により、今後も活用を図っていく。

実践集は県内全ての小・中・高校および特別支援学校に配付するとともに、市町教育委員会を通して内容の周知を図った。通級による指導実施校以外の学校や市町教育委員会からも、通常の学級での指導・支援や合理的配慮の提供において大変参考になったとの感想をいただき、校内における特別支援教育の理解推進にも有効であったと考えられた。

4. 通級による指導における専門性のポイント

- ・対象児童生徒の障害特性やつまずきについて、適切に認識、理解する。
- ・観察や聞き取り、アセスメント等から、適切に実態把握をし、指導方法や内容を検討する。
- ・取組のPDCAサイクルを大切にし、児童生徒や学校等の実態、ニーズ等に合わせて改善していく。
- ・管理職を中心とした学校全体での情報共有や連携した取組等、校内支援体制の構築を図る。
- ・対象児童生徒の在籍学級担任や特別支援教育コーディネーター、保護者、地域、医療機関、関係機関等と適切に連携する。
- ・児童生徒や保護者の希望や気持ち、発達段階に寄り添った対応をする。
- ・実践によって得られた成果と課題を、通常の学級におけるユニバーサルデザインの考えに基づく授業改善に活かす。また、個人情報などの支障のない範囲で発信し、つまずきに応じた指導が通常の学級でも適切に行えるよう、情報の共有と活用を図る。
- ・指導・支援が入学前から卒業後までつながるよう、確実な移行支援を行う。
- ・卒業後を見据えた実際的な体験と関連付けた指導内容や方法を検討する。

5. 拠点校における取組概要

当県では、校種間や地域内での連携の面から、小・中学校の通級による指導担当者がともに研究することが多かった。一方、高等学校における通級による指導は、今年度からの取組であり、研究内容や体制が小・中学校とはやや異なるため、年度当初は同校種内での研究を進めた。しかし、研究を進めるに従って、通級による指導の成果は校種間で適切に引き継がれなければならない、そのためにも各校種での取組を共通理解したり、学び合ったりすることが、小・中・高校連携の上で重要であるということが改めて認識された。そして、徐々に小・中・高校の通級による指導担当者が一緒に研修を受けたり意見を交わしたりする機会を増やしていき、つながりをもてるように取り組んだ。

よって、以下の取組の概要は、小・中学校と高等学校とで分けて記載するが、連携して取り組んだ部分もあることをご承知おきいただきたい。

【学校種：小・中学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

通級による指導は、対象児童生徒の実態を的確に把握し、将来を見据えた目標を立てることから始まる。実態把握については、これまでの研修で発達障害等やアセスメントについて学んだことを活かし、本人の障害の程度や状態を把握し、保護者や担任等からの聞き取りも交える

など様々な視点から行き、的確に実態把握をした上で到達目標を考えていった。このとき大切にしたことは、通級による指導はいつまでも同様に続くというわけではなく、本人の状態によっては方法や内容に変更もあり、目標が達成できれば終了もあり得るという視点をもつことであった。

目標の設定は、校内支援委員会等で保護者や本人の願いを踏まえながら、管理職や在籍学級担任、通級による指導担当、特別支援教育コーディネーター等で連携して行った。目標は長期スパンで考える長期目標と、長期目標に向けて現在取り組むべきことを示した短期目標に分けて設定し、取り組む期間を、個別の指導計画等に明記した。そして、その目標を達成するための手立てとしての指導・支援の方法、支援者や支援の場面などを考えた。短期目標に向けて取り組む期間を指導開始と終了の1つの目安とし、通級による指導担当者をはじめとする本人に関わる者は、期間内での短期目標の達成を目標に、指導・支援を行った。

評価については、本人の活動の状況に合わせて、通級による指導担当者や在籍学級担任、保護者等で連携を取りながら随時行っているが、目標の達成についての大きな評価は、取組期間終了時に行った。そこで目標達成の程度を評価し、指導・支援の成果と課題を確認し、今後の指導方法・内容等について、継続、変更、終了を判断した。指導・支援の継続、変更の場合には、再度実態把握から進めた。

長期目標の取組期間終了時、または小・中学校の卒業時には、次の段階に引き継ぐための評価を行い、継続すべき有効な指導・支援方法と今後の課題を検討した。そして、後籍校などの次の段階に移行支援として引き継いだ。

小学校においては、幼稚園等からの指導・支援に関する情報の引継ぎが重要であり、幼・小交流の機会や各小学校における就学時健康診断、各園での就学前懇談等の機会での情報交換や共通理解を図った。そして、そこで得られた情報等も、小学校の通級による指導における実態把握の1つとして活用した。また、小学校卒業時には、保護者の了承のもと、通級による指導の内容を含めた小学校での指導・支援の取組と、継続すべき有効な指導・支援方法、今後の課題等を、個別の指導計画等に記載した上で、中学校に引き継いだ。

中学校においては、小学校からの移行支援を活かし、改めて実態把握をした上で、中学校における目標を設定し、指導・支援を行った。中学校においては、特に高等学校入学を見据えた目標や指導・支援の設定が重要である。通級による指導についての評価や指導内容の継続、変更等は、高等学校入学試験や入学後の学校生活での支援にも関わることなので、確実にを行い、記録等を残していくよう留意した。

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

通級による指導の成果を通常の学級で活かすために、また通常の学級での様子や課題を通級による指導に活かすために、担任と通級による指導担当者の連携や通級による指導についての理解は不可欠である。

当県では、平成29年度に「在籍学級の担任のための通級による指導サポートブック」を作成し、校内でも周知・理解を図ることができるよう、通級による指導担当者を対象に内容や活用方法について研修を行った。同様に、障害特性の捉え方や通常の学級でできる指導・支援、合理的な配慮の提供等、様々な研修会を通して特別支援教育に関することを学ぶ機会を設け、校内への周知・理解を促した。また、その研修内容を受けて校内で伝達講習を行ったり、より深く知るために関係機関である特別支援教育センター等の指導主事を招いて校内研修会を行ったりして、通級による指導担当者の専門性を活かしながら、校内への周知・理解、連携を図った。

また、個別の指導計画等の作成についても、研修で学んだことを活かしながら通級による指導担当者も作成者の中心の1人となることが多くなった。

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

医療機関や福祉機関と連携し、学習障害児や言語障害児、対人関係面やコミュニケーション面での支援を必要とする自閉的傾向のある児童生徒等に対する指導に加えて、注意欠陥多動性障害児について、その障害特性や有効な指導・支援方法について学んだ。そして、その学びを活かした指導実践を通して、一人ひとりの特性に応じた指導方法・指導内容の充実を図った。このとき、的確な実態把握による障害特性からくる困難さをどう補完していくかということに加え、得意なことや潜在的な才能を見出してどう伸ばしていくか、集団の中でどう活かしていくかという視点を大切にされた。また、障害特性からくる困難さへの指導・支援が、指導対象の特性以外の様々な力の伸長につながっていると意識することも重要であると考えた。そして、これらのことを踏まえるとともに、学校内外において連携・協力することや、支援体制の整備、周りの児童生徒への理解啓発等の社会的障壁の除去も考慮し、指導実践を積み上げた。

このような実践は、研修会等での講義や協議を活かしつつ、学校の実態に合わせて各通級による指導担当者が行った。そして、各地区での授業研究会や事例検討会で、実践について協議、検討、また有効な指導・支援について情報交換等を行うとともに、担当者の実践に活かし、さらなる内容の充実を図った。特に、授業研究会では、各地区の代表者による自立活動の研究授業を通して、有効な通級による指導の方法や内容等について検討、協議することができ、各担当者の実践力や専門性を高めることができた。

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

通級による指導の中心となる自立活動については、特別支援学校の自立活動の内容を参考に、児童生徒のつまずきに応じた指導・支援を行った。各教科の内容を取り扱う場合も、本人の困難さの改善・克服のための指導・支援方法の1つとして捉えたり、その学習上のつまずきがどのようなことに起因するのかを考えたりして、単なる学習補充とならないように配慮した。例えば、読み書きが苦手な児童生徒については、集中力の持続の困難である、見え方に特性がある、空間の概念をもちにくい、手指の巧緻性が低い等、様々なつまずきが考えられ、そのどれによるものかを実態把握を通して考えていくことが重要である。そして、その実態把握のために、在籍学級担任や保護者等と連携して、情報収集等を行うことが有効である。このようにして、考えられたつまずきが自立活動において改善・克服されるべき学習上又は生活上の困難と考えた。そして、その困難さの改善・克服のための指導方法の1つとして、各教科の内容を取り扱った。例えば、先ほどの読み書きが苦手な児童生徒への指導としては、以下のような指導方法例を考えた。

つまずき、学習上の困難	指導方法例【関係自立活動の区分】
集中力の持続の困難である	刺激を統制した落ち着いた環境で、必要なことに意識を向ける経験を重ねながら、自分に合った集中の仕方や課題への取り組み方を身に付ける。そして、学習に落ち着いて参加する態度を育てていく。【2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること】
見え方に特性がある	本人にとって見やすい字体を確認して使用したり、文字間や行間を広げたりする。デイジー教科書の読み上げ機能等、他の感覚の活用を図る。タブレット端末のアプリ等で、見え方に関するトレーニングを行う。 【4 環境の把握 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応】

	【 に関すること 】
空間の概念をもちにくい	視覚的な情報を適切に活用する作業を取り入れる（折り紙で端と端をぴったり重ねる等）。文字を書く際に、枠線や罫線で書くべき空間を分かりやすくする。タブレット端末等で、空間内の字形の捉え方が分かりやすいアプリ等を活用する。 【 4 環境の把握 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること】
手指の巧緻性が低い	目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから段階的に高度な動きを指導したりする。また、児童生徒が興味や関心をもっていることを活かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねることが大切である。 【 5 身体の動き (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること】

このような指導は、通常の学級の一斉指導の中では十分に行えないこともあるので、通級による指導の時間を有効に活用した。また、「できることを伸ばす」指導を通級による指導で積み重ね、通常の学級でも集団の中で本人のよさを活かし、できることが認められるよう、担当者と担任等が連携を図った。

また、学習面で困難さのある児童生徒は、これまでのできなかつた経験から、学習意欲の低下が見られた。本人が意欲と自信をもって、学習活動に主体的に取り組むことができるように、学習内容や状況、課題などについて通常の学級担任と連絡を密にし、本人の実態から考えられるつまずきを想定し、それに応じた指導を前もって行っておくことも有効であった。また、通級による指導でできた経験を積み重ね、学習意欲の向上を日頃から図ることも大切にした。

通級による指導内容の充実が高まっていく一方で、学習は学校生活に対する認識の大部分を占めており、学習面のつまずきが学校生活そのものに支障をきたす場合もあるという実態も伺えた。そのため、児童生徒や保護者が、とりあえず目の前の学習内容を身につけ、一時的にでも学力を上げたいと学習補充を希望することがあり、通級による指導の内容についてどのように理解を図っていくか、どのように家庭と連携して指導・支援を行っていくかということが大きな課題として挙がった。特に、高等学校への入試を控えている中学校では、学習補充のために通級による指導が求められることが他校種に比べて比較的多く見られた。そして、これらの認識の違いは児童生徒本人や保護者だけでなく、時として校内の教職員にも見られることがあり、連携や共通理解の上でも通級による指導の目的や内容の正しい理解が必要と考え、通級による指導担当者はもちろん、各校の管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者等に県教育委員会や関係機関から繰り返し通級による指導の意義と目的を伝えた。その結果、学習内容の習得にあたっては、つまずきのもととなる学習上又は生活上の困難の改善・克服を行わなければ根本としての解決や改善にはならないこと、本人にとってどのような指導・支援が本当に有効で必要であるかということについて、少しずつ認識が高まってきたことが感じられた。

【学校種：高等学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

当県の高等学校では、通級による指導を開始してからまだ1年間ではあるが、対象生徒の実態把握や目標の設定、適切な評価の在り方の検討に当たっては、高等学校内の関係教員による

校内支援委員会やケース会議だけでなく、県教育委員会や関係機関である特別支援教育センターの指導主事が加わり、定期的な学習会（月1回程度）や実施校連絡協議会を開催するなどして研究を進めてきた。

目標の設定については、関係教員や本人および保護者を交えて、中学校からの情報の引継ぎや的確な実態把握、そして卒業後を見据えたそれぞれの願いをもとに、ケース会議や校内支援委員会等において検討および確認していくことが重要であると考えた。また、通級による指導開始時に設定した目標については、個別の指導計画に明記し、実際の指導を通して得られた成果や課題を検証する中で、必要な場合には見直すことにも留意した。実際の通級による指導開始時には、県教育委員会や関係機関の担当者が関わり、通級による指導の意義や目的、教育課程上の位置づけ、指導の目標や通級による指導終了後の生徒の姿の見通し等を、関係職員とともに保護者（場合によっては本人にも）に丁寧に説明し、意思確認をしながら合意形成を図った。

適切な評価については、通級による指導担当者だけでなく在籍学級担任、教科担当教員、特別支援教育コーディネーターなどの関係教員が、通級による指導の時間にとどまらず日頃の学校生活の様子も含めて情報を共有し、複数の目で行った。そして、個別の指導計画等の目標の達成状況について定期的に評価を行った。

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

通常の学級における課題を通級による指導により改善・克服し、得られた成果を通常の学級で活かすためには、通級による指導担当教員と在籍学級担任の連携は不可欠であると考えた。

当県の高等学校では、連携の深化のために、通級による指導担当者である特別支援学校教員が在籍学級での生徒の様子を観察したり、通級による指導における対象生徒の様子や評価を授業終了後に在籍学級担任に随時伝達したりした。また、管理職や特別支援教育コーディネーターも交えた校内支援委員会やケース会議を通じて、情報の共有や指導・支援の検討・改善も行った。これらの連携については、「個別の指導計画」「相談・会議の記録」「授業記録シート」などにまとめ、情報共有のためのツールとして活用した。さらに、特別支援教育センターの指導主事を招いて校内研修会を開催するなど、通常の学級担任だけでなく校内全体の共通理解や支援体制充実のための取組も行った。

そして、通級による指導の開始による校内支援体制や特別支援教育の理解に関する変化などについて、高校通級実施校連絡協議会について報告し合い、自校の取組に活かした。また、小・中学校の通級による指導担当者の研修会でも発表し、連携した取組の大きな参考となった。

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

指導内容や方法については、対象生徒の実態把握や願い、指導目標から導き出されることになるが、小・中学校と同じく、特別支援学校における自立活動の6区分27項目を参考にして課題を整理し、指導目標を達成するために必要な項目を選定したり関連付けたりしながら、具体的な指導内容や設定した。

当県では、高等学校における指導内容や方法の検討に当たっては、小・中学校とは若干異なり、ビジネスマナー指導や職場で想定されるトラブルへの対処方法に関することなど、卒業後を見据えた実際的な体験と関連付けた内容を取り入れてくことも重要であると考えた。そして、卒業後の社会生活を見据え、コミュニケーション面を中心としたソーシャルスキル、情緒の安定、自己理解等を中心に指導した。

そして、これらの指導内容や方法等は、高校通級を希望している中学生や高校生の保護者に

書類等を活用しながら説明するとともに実践報告集にも記載し、小・中学校全体への周知を図った。このことによって、小・中・高校間でのつながりを強化するとともに、各校種間で共通する取組や逆に違いなどがより明らかになり、対象生徒に関わる者が正しく理解できるよう図った。

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

当県の高等学校では、社会性やコミュニケーション面、情緒の安定、自己理解に関する内容を中心として通級による指導を実施しているため、各教科の内容を取り扱いながら行う「特別の指導」方法の研究は現時点では行っていない。

6. 今後の課題と対応

- ・高校通級に関しては、小・中学校からのつながりが重要であり、共通することや大切にすることを共通認識しながら指導・支援を行うことが重要と考える。それとともに、小・中学校と高等学校における通級による指導の違いも認識することが必要である。これらのために、共通した研修や校種別研修、地域の特性に応じた研修を今後も深めていきたい。
- ・通級による指導の適切な理解と説明をどのように進めていくか。対象としては、児童生徒自身、保護者、校内教職員、他の児童生徒について考えていきたい。現在は、実践報告集の発行や高校通級の概要の配付等を行っているが、手引書やガイドブックのような指針となるものが必要と考える。令和元年度は、本事業の締めくくりとなる年である。通級による指導の手引書や担当者以外でも活用できる実践事例（タブレット端末活用を含む）の活用方法等、平成30年度の実践を活かした通級による指導の指針とものを作成、周知、活用していく。
- ・当県では、高等学校における通級による指導の対象校は、県内全ての県立高等学校であり、通級による指導を必要とする生徒が在籍する高等学校で行われている。実施校については、平成30年度は6校であったが、次年度はさらに拡大され、今後さらに増えていくことが予想される。生徒の教育的ニーズに応え、有意義な指導となるように、担当者による研修会や研究会の深化を図っていく。また、事例積み上げや検討会から、高校通級における方向性を探る。
- ・通級による指導は、その指導時間内で完結するものではなく、通常の学級や学校生活、家庭生活でも活用、般化されるべきものである。また、支援や合理的配慮が必要な児童生徒への指導を通級による指導担当者にのみ頼るのではなく、通常の学級での指導に特別支援教育の視点を取り入れ、特性に応じた指導を通常の学級担任もできる範囲で行おうとする意識とその知識・技能が必要であると考え。そのために、児童生徒に関わる者同士の連携を強化するとともに、通常の学級担任への助言やサポートを行うことのできる通級による指導担当者の専門性を向上させていかなければならない。

7. 拠点校について

(小学校)

拠点校名：敦賀市立中央小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	85	3	83	3	72	3	97	3	107	3	81	3
特別支援学級	5	-	2	-	1	-	4	-	2	-	2	-
通級による指導 (対象者数)	0	-	0	-	2	-	1	-	2	-	2	-
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	25	1	0	3	1	2	1	1	36

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、情緒障害、難聴

(中学校)

拠点校名：大野市陽明中学校												
	第1学年			第2学年			第3学年					
	生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数				
通常の学級	106	4		114	4		131	5				
特別支援学級	5	-		0	-		2	-				
通級による指導 (対象者数)	1	-		3	-		1	-				
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	26	1	1	2	1	4	1	1	39

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症、情緒障害、学習障害

(高等学校)

拠点校名：大野高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年				
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	普通科	134	4	153	4	145	4					
定時制	普通科	13	1	21	2	18	1					
通級による指導 (対象者数)		-	-	1	-	1	-					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	2	0	41	1	0	0	3	0	1	6	55

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：4名

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害、自閉症

8. 問い合わせ先

組織名：福井県教育委員会

- (1) 担当部署 福井県教育庁高校教育課 特別支援・発達障害児教育グループ
- (2) 所在地 福井県福井市大手3丁目17-1
- (3) 電話番号 0776-20-0571
- (4) FAX 番号 0776-20-0669
- (5) メールアドレス y-maeda-68@pref.fukui.lg.jp (担当：前田由紀)